

## 「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見の募集結果について

## 1 意見募集期間

平成18年12月19日(火)から平成19年1月18日(木)まで

## 2 意見を提出いただいた方の内訳

## (1) 提出方法別

方法	人数
郵送	40
ファクシミリ	6
電子メール	3
計	49

## (2) 住居別市町村別

市町村	人数
名古屋市	14
豊橋市	1
岡崎市	2
一宮市	4
瀬戸市	1
半田市	1
春日井市	6
豊川市	1
刈谷市	1
安城市	3
蒲都市	1
常滑市	1
小牧市	1
稲沢市	1
新城市	1
知立市	1
清須市	1
弥富市	1
美和町	1
蟹江町	1
武豊町	1
幡豆町	1
三好町	1
豊根村	1
音羽町	1
計	49

## (3) 職業別

職業	人数
会社員	8
自営業	2
公務員	1
主婦	15
その他	4
無職	16
不明	3
計	49

## (4) 年齢別

年齢	人数
～20歳代	4
30歳代	5
40歳代	7
50歳代	12
60歳代	14
70歳代	5
80歳代	1
不明	1
計	49

## (5) 性別

性別	人数
男性	26
女性	23
計	49

## 3 項目別意見件数

項目	件数
全般	6
第1章	6
第2章	13
第3章	3
第4章	1
第5章	86
第6章	1
参考資料	10
その他	9
計	135

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
1	全般		一般廃棄物・産業廃棄物共に最終処分量は目標値に達していることは行政当局の適切な対応の結果と思われる。しかし、今後は、より一層廃棄物の排出抑制と資源化への努力を継続する必要があると思う。	今後とも、廃棄物の発生抑制、資源化を推進し、より一層の廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用を促進し循環型社会の形成に努めていきます。
2	全般		ごみといっても一言ではすまされない。ごみが本当にごみなのか、分類していく中でその大半は資源となる。生ごみも市町村の土地を有効に使えば肥料にもなる。私の家では生ごみは出ない。ビニールなどをいかに活用するか？その方法を国県がグローバルに対策をねり、それを具体化したのち、資本主義に組み込めば国債も地方債も減るだろうと思う。	ごみの分別回収を促進し、資源化に努めています。一般家庭からの生ごみの堆肥化については家庭用堆肥化施設に対し、県内のほとんどの市町村が補助金を出しています。また、スーパーやレストランなど事業者による堆肥化等の資源化事業を促進していきます。
3	全般		私の住んでいる春日井市で、現在民間の産廃施設の建設が推進されています。しかし、周辺住民の建設反対運動が起きてなかなか建設の着工が遅れているように思います。今日的な社会情勢では、必要不可欠の施設であり、よりスムーズな建設に地域住民の理解を得たいものです。そのために、行政（県・市）はもちろん関係者が一層の努力により住民への積極的な説明・情報開示に努め率先的取組に努力していただきたいと考えます。従って、今回の5年目途の「愛知県廃棄物処理計画（案）」の定める諸施策の推進を積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。	産業廃棄物の資源化・減量化は進みつつありますが、それでも処理・処分しなければならない廃棄物が発生するため、産業廃棄物処理施設の整備が必要になります。産業廃棄物処理施設の整備に当たって条例に基づく事業者による地域住民の方への事前説明や施設供用開始後の施設の維持管理記録の閲覧など地域住民の方への情報開示が促進されるような制度を講じています。また、「愛知県廃棄物処理計画」に定める諸施策の推進に積極的に取り組んでいきます。
4	全般		色んな点で、規制の強化、個人や企業の負担の増加は、やむをえないと理解すべきだと思います。	ご意見を参考にしながら、施策を進めていきます。
5	全般		愛知県廃棄物処理計画は様々な問題があるものの適正な廃棄物処理や廃棄物のリサイクル促進等への対応が懸命に図られている。その対象となる廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分けられていて産業廃棄物は多量の排出量があり、最終処分場のひっ迫・不法投棄の増大等様々な問題を生じるのでそれらへの取り組みが重要になる。そこで、不法投棄など監視特別機動班による監視・指導・警察官経験者の配備・夜間の監視を重視し排出事業者の責任を徹底するよう事細かに会合をもって推進するようにしたい。何れにしても市町村等関係機関との連携・協力の推進・行政と産業界との連携は絶対不可欠なものである。それについて優良事業者の育成ということは大切な問題である。一方、一般廃棄物については現在市町村で推進されていることを重視し資源回収とリサイクルを二本の柱として市町村での会合をもって現況調査を行ったり、消費者の代表が適切な指導をする等、廃棄物の発生抑制に協力し合っていけば最終処分量は目標値にだんだん近づいてくると思われる。県民の3Rの促進もこの辺が大切です。わけのわからない事ばかりかきましたがお許しください。行政の方の一方ならぬお骨折を身にしみて感じます。	
6	1	1	計画策定の趣旨のなかで、「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の普及促進を進める『あいち資源循環型社会形成プラン』を策定した」とあるが、その数値目標が全くこの計画案に活かされていない。この『あいち資源循環型社会形成プラン』は愛知県が平成15年に策定したものであり、P24には平成22年度を目標年次としており、今回の計画案より1年前に廃棄物最終処分量を104万トンにすることを記載している。しかも「愛知県廃棄物処理計画（平成14年度～18年度）」では、平成22年度の最終処分量は平成11年度に比較して41%減少すると予測していますが、3R対策の推進によりさらに減少させ、58%減の104万トンとすることを目標とします。」とまで明記している。だからこそ18年3月の「新しい政策の指針」でもこの104万トンが明示されている。そこまではっきり断言した数値目標がなぜ23年度に143.3万トンにまで増加するのか。「あいち資源循環型社会形成プラン」目標が達成できないと判断したのであれば、その根拠も含めて明示すべきである。それとも、目標は目標であり、根拠のない数字でしかないのか。	愛知県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の2に規定する国の基本方針に即して策定が義務付けられており、このため、その目標値は、基本方針等の考え方を踏まえて設定したものである。一方、「あいち資源循環型社会形成プラン」や「新しい政策の指針」の数値目標は、処理計画の施策に加え、さらなる3R対策を推進した場合に達成されることを念頭に、目指すべき方向として設定した目標です。
7	1	1	「新しい政策の指針：愛知県」を使うとするなら、「ゼロエミッションあいちの推進」の「2010年度までに廃棄物の埋立処分量を104万トンに削減（2003年度：約193万トン）することをめざす。」を適用すべきである。2003年度（平成15年度）193万トンは一般廃棄物が39万トン、産業廃棄物が154万トン（この計画案では明示していないため18年版環境白書より）なので、2010年度（平成22年度）の目標は、P56で一般廃棄物が30.8万トン、P57で産業廃棄物が112.5万トンの合計143.3万トンとなり、「新しい政策の指針：愛知県」の目標104万トンの1.38倍も過大である。目標量をさらに削減すべきである。そうすれば、衣浦港3号地廃棄物最終処分場のような大規模なものは必要なくなるはずである。名古屋市が藤前干潟で計画していた最終処分場が必要なくなった先例を見習うべきである。	
8	1	1	「あいち資源循環型社会形成プラン」では、数値目標として、「一人一日当たり排出されるごみの量」も明記されている。11年度の1,007g（1,071gとなっており、どちらかが間違っている？）を、22年度には720g（29%減）にするとされている。ところが、今回の計画案ではP36によれば16年度（1025g）の4%減、つまり984gを23年度の目標としている。これもまた、最終処分量と同様に目標の大幅縮小である。目標を変更した根拠を明示すべきである。また、少なくとも「あいち資源循環型社会形成プラン」で掲げた目標に戻すための施策を検討すべきである。	1,007gは資源ごみ量64gを除いた量です。図4において、誤解を生じないように、資源ごみ量も含めたものに訂正します。なお、減量化目標として、一人一日当たりのごみ排出量1,117gは、平成16年度に対して約10%減らすこととしています。
9	1	1	「あいち資源循環型社会形成プラン」で当時の廃棄物処理計画の最終処分量予測を「3R対策の推進によりさらに減少させ」とあるが、P42などで、そのための具体的施策により、どれだけの量が削減できるかを試算し、目標に反映させるべきである。	本計画における目標値は、一般廃棄物については、市町村に対するアンケート調査値をもとに積み上げたものであり、また、産業廃棄物については今後景気拡大により産業活動の活発化が想定される中で、国の基本方針に基づく減量化目標を満足するよう設定しています。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
10	1	1	「最終処分場の残存容量が逼迫する中、新たな最終処分場の確保が課題となっている」とあるが、P51で広域的な最終処分場の整備として新たに具体的に上げられている衣浦港3号地廃棄物最終処分場について、この事業の環境影響評価方法書P4「廃棄物最終処分場はたいへん逼迫した状況になっている」の説明文と比べると、「たいへん」が削除されているが、一般廃棄物最終処分場の増加、産業廃棄物最終処分場の大幅容量増加の最近の状況から、それほど緊急性はなくなったと判断し直したと理解してよいのか。その結果、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の環境影響評価準備書について、県民への説明、審査、指導はもっと慎重に時間をかけて行う事ができるとの意思表示であると判断してよいのか。	最終処分場の一時的な残存容量の増減等はありませんが、新たな廃棄物最終処分場の整備が困難な状況に変わりではなく、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の早期整備は必要と考えています。
11	1	4	1章 計画の策定で、4 策定に当たっての基本的な考え方の部分に、計画の策定方法を明記すべきである。環境審議会と今回のパブリックコメントの関係、廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく関係市町村の意見をどの時期に、どうまとめるのか、また、パブリックコメントへの見解も記載すべきである。	愛知県廃棄物処理計画の策定においては、愛知県環境審議会から意見を聴くほか、パブリックコメントの実施に併せて、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に基づく市町村への意見照会を実施しています。パブリックコメントにおいて、県に寄せられた御意見については、これを勘案して本計画を検討しており、同審議会（廃棄物部会）で内容を紹介します。なお、県に寄せられた御意見に対する県の考え方については、別途公表します。
12	2	2	一般廃棄物 横ばいかやや減少傾向である。このままの状況が続いていけば良いと思う。	3R（発生抑制、再使用、再生利用）を基本に、減量化に努めていきます。
13	2	2	図4の「ごみの排出量と最終処分量の推移」が平成16年度まで示してあるが、この12月には17年度分も環境白書で公表しており、将来予測の信頼性を確保するため、17年度分の現況も記載すべきである。以下、P8リサイクル率、P10最終処分量、残存容量なども17年度現況を追加し、予測手法の妥当性を検討できるようにすべきである。	本計画においては、原則として基本的なデータの年度を統一するため、平成16年度実績として示しています。なお、廃棄物処理状況に関するデータについては、白書等で最新データを公表していきます。
14	2	2	家電リサイクル法、食品リサイクル法はそれぞれ、平成13年4月、13年5月に施行されており、それなりの実績も出ているはずである。ところがその現況分析がまったくない。リサイクルの促進を叫びながらその現況分析さえ行わないようでは廃棄物処理計画といえない。せめて容器包装リサイクル法なみの分析をすべきである。	家電リサイクル及び食品リサイクルについては、具体的な県の責務が明確でないこともあり、県としての現況分析が進んでいないのが現状です。今後、その実績の把握を検討していきます。
15	2	2	図11で浄化槽汚泥のうち1千キロリットルを「その他」で処理しているが、これは、し尿処理施設、下水道投入、海洋投棄以外のどのような処理なのかを明示すべきである。	「その他」は脱水後焼却ですので、その旨を記載します。
16	2	3	産業廃棄物 増加傾向である。愛知県はモノづくりの拠点として発展して来ている。その為、産業が活発になればなるほど、廃棄物も正比例し増加する。これは止められない。出た廃棄物をいかにしてリユース又はリサイクルをしていくかがポイントであると思う。	3R（発生抑制、再使用、再生利用）を基本に、減量化を推進していきます。あいちエコタウンプランを推進し、リサイクル基盤を整備促進するとともに、リサイクル事業の情報提供、優れた技術、事業、活動等の表彰、紹介を行っていきます。また、産業廃棄物税の課税で得られる税収を産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、再使用及び再生利用の促進に関する施策等を推進するための費用に活用していきます。
17	2	3	図13の種類別発生量のうち、動物のふん尿の平成11年度が2455千トンとされているが、旧廃棄物処理計画では2459千トンとされている。どちらが間違いなのか。	産業廃棄物発生量（図13）において、「2,459」に訂正します。
18	2	3	表4で業種別の処理・処分状況の最終処分量について、平成16年度を11年度の比率で見ると、合計が74%に減少している。電気・ガス・水道業が105%に増加するのは下水道汚泥の増加でやむを得ないとしても、製造業が61%に減少しているのに比べ、建設業が74%にしか減少していないのは努力不足である。そもそも平成12年11月から施行されている建設リサイクル法の仕組み、実績が記述していないのは問題点の分析が総合的にできないため不十分であり、追加記載すべきである。さもなければ、P41の施策の基本方針にある「各種リサイクル法の推進」の建設リサイクル法は絵に描いた餅となる。建設業のリサイクルが進んでいないのであれば、進まない状況を正確に分析し、建設リサイクル法改正提案も含め必要な対策を記載すべきである。	建設リサイクル法などの成果もあり、建設業については、廃棄物の発生量は増加しているものの、再生利用が促進され、最終処分量の発生量に対する割合については平成11年度13.6%から平成16年度8.6%に減少しています。建設リサイクル法に基づきコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の促進を義務づけており、本県においては平成14年度でコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化率は100%、木くずは72%となっており、建設廃棄物のリサイクルは進んでいるものと考えています。
19	2	3	最終処分の状況で、建設業に係る「がれき類」が最終処分量そのものも263千トンから326千トンと大幅に増加し、最終処分量の内訳を見ても、13.8%が23.1%に増加している。この原因分析と対策検討を行うべきである。	がれき類の発生量は増加していますが、最終処分量の発生量に対する割合は8.7%から7.7%に減少していることから、減量化・資源化が進んでいるものと考えています。
20	2	3	図28では最終処分の移出量285千トンが移入量106千トンより多くなり、他県へ迷惑をかけていることになる。2006年度からは産業廃棄物税の導入で更にその傾向が高まることは確実視されている。このため、いたずらに最終処分量が増えるから最終処分場を作るということではなく、発生量そのものの抑制を真剣に検討し、効果的な施策を実行すべきである。	産業廃棄物の発生抑制、資源化を推進することは3R（発生抑制、再使用、再生利用）の基本であり、今後も推進していきます。産業廃棄物の埋立処分量は減少しつつあり、また、発生抑制、減量化を推進しましても、埋立処分しなければならない廃棄物は発生しますので、廃棄物の適正処理には最終処分場は必要と考えています。
21	2	3	表7で最終処分場の設置許可件数の推移があり、文中で「新規許可件数は激減しており、民間単独で大規模な最終処分場を確保することは困難な状況となっている」とある。確かに新規許可件数は13年度の1件を除き、11年度から0件が続いているが、実は16年度（17年1月31日）に、県は瀬戸市のクリーン開発に大規模な埋立容量増加の変更許可316.4万m <sup>3</sup> をしている。これにより、約200万m <sup>3</sup> の残存容量が追加され、すでに現在は問題のフェロシルトを受け入れている。新規許可が少ないことを強調するあまり、変更許可で大きな容量増加があったことを隠すのは許されない。この部分は残存容量がどうなっているかも検討している部分であり、容量変化のある変更許可件数とその内容も含めるべきである。	平成18年3月末現在において、産業廃棄物最終処分場については、1件の処理施設の変更許可はしたものの、使用前検査を受けておらず、変更許可に係る施設を使用できる状況にありませんでした。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
22	2	3	表6で最終処分場の設置状況があり、17年3月末現在の管理型の残容量が7987.5千m <sup>3</sup> となっているが、このときすでにクリーン開発の変更許可はしており、この廃棄物処理計画案の作成時の18年夏には200万m <sup>3</sup> の増加が現実になっている。この旨を明記し、残容量の状況認識を誤解させないようにすべきである。	
23	2	3	施策の方針の「適正処理と監視指導の徹底」で「不法投棄された廃棄物や過剰保管されている廃棄物については早期撤去を促進する」とあるが、あまりにも唐突である。2章の廃棄物処理の現況ではP30に保管基準違反件数だけがあるが、施策の方針に掲げるほどのものであるため、その内訳、撤去の進まない原因を示すべきである。	施策の方針において、不法投棄された廃棄物や過剰保管されている廃棄物は、適正処理することが必要ですので、早期撤去を促進するとの表現にしています。なお、表11は、不適正処理に係る行政処分の内訳として具体的な違反件数を示したものです。
24	2		ここ数年の種々の活動でかなり減量化されたと実感します。	「愛知県廃棄物処理計画」により、減量化等を進めていきます。
25	3	2	目標達成 この場合では、目標値の数値そのものが、どのような状況下で立てられたものが、妥当であったかが問題となってくるのではないだろうか。この面からの分析も必要。	廃棄物処理計画の目標は、産業廃棄物の場合は、国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づく「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、定めています。一般廃棄物については、市町村の計画等を踏まえて定めています。
26	3	2	図33 一般廃棄物の減量化目標値と現況の比較、図34 産業廃棄物の減量化目標値と現況の比較のいずれも「排出量は目標値に達していないものの」と現況把握はしてあるが、この排出抑制という根本的な施策目標が達成できないことについての認識が甘い。その原因を業種別、種別などさまざまな点から総合的、具体的に分析検討し、必要な施策を示すべきである。単に最終処分量が目標達成できるからよい、という姿勢では廃棄物問題の根本的解決はない。	県民の方々、事業者への廃棄物の排出抑制の啓発等、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進していきます。
27	3	3	廃棄物の課題 この問題では、(1)～(5)項目の中で、(1)の発生抑制と資源化に尽きる。即ち(2)～(5)は付加的なものと考えられるから整理し、(1)に集中し、家庭を中心とする一般廃棄物、企業・事業所等からの産業廃棄物を如何に減少させるかという事になる。	家庭や事業者において、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を基本に、本計画の各種施策の推進により、廃棄物の発生抑制、資源化及び減量化を促進していきます。
28	4	1	廃棄物処理の目標として、重要な排出抑制については「平成22年度の1人1日当たりのごみ排出量を平成16年度に対して4%減らすことにより廃棄物の排出を抑制する。」という一般廃棄物の排出抑制だけでは、産業廃棄物の排出抑制目標がないことになる。放任するということが。それでは、国の基本方針「産業廃棄物の減量化の目標量：排出量の増加を12%に抑制する」を無視することになる。産業廃棄物の排出抑制目標を掲げるべきである。	一般廃棄物については、一人一日当たり処理しなければならないごみの量を減量化目標としていますが、産業廃棄物については、業種や廃棄物の種類により状況が異なり、一般廃棄物と同様な目標設定は困難です。なお、産業廃棄物についても、排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量を目標値に設定しています。
29	5	1	施策の方針として5点掲げられているが、旧廃棄物処理計画にあった「情報の収集・提供」が削除されている。県民から信頼される廃棄物行政を行う上で、アスベスト、フェロシルト、PCB処理など情報の公開、ガラス張りの廃棄物行政が今ほど求められているときはない。	前計画の「施策5 情報の収集・提供」は、本計画の「施策5 環境学習等の推進」に含めて整理しています。
30	5	施策1(1)	ゴミを出さない社会の仕組みとして ゴミを見ていると、プラスチックの容器、包装がいかに多いことか、これらを減らす為に、マイバッグの推進、袋いらない発言、販売業者の測り売り制（みそ、しょう油、油、酒など）、紙類は家で燃やせる釜の開発などをやっていくことが、必要になって来ています。どこまで実現化できるかは判りませんが、いずれにしても、こうしたことを複合してやることにより、出される廃棄物は減少していくものと思われまます。	市町村や関係団体と連携し、買い物袋を持参するマイバッグキャンペーンを展開するとともに、レジ袋の有料化など容器包装の発生抑制に係る事業者の取組の促進を図っていきます。
31	5	施策1(1)	マイバッグ制度は大手のスーパーはやっていてもその大手スーパーの中に入っている小売店（100円SHOPやパン屋、やおやさんなど）はマイバッグをもってきても得をしたりする制度がなく、いくら下のスーパーでマイバッグをもってきても2Fの小売店でもらえるので意味がないと感じることが多い。一つのスーパーでマイバッグキャンペーンをきちんとしてほしい。そうするとごみも減ると思う。	
32	5	施策1(1)	県民のマイバッグ・レジ袋の有料化等によって少しでも廃棄物の減量化を促進すべきです。	
33	5	施策1(1)	買い物はマイバッグでする様に早くすべき。	
34	5	施策1(1)	わが家のゴミの中でプラスチック類が大半であり、リサイクル資源になるものと思いますが、廃棄物の減量化・資源化をより推進することが、国・県・市町村そして個人での努力義務ではないかと思えます。レジ袋の有料化によるマイバッグ運動の推進が必要ではないかと思えます。	
35	5	施策1(1)	一般廃棄物については、“レジ袋の有料化”の効果が大きいと思えます。毎日の身近なことなので、全員の意識改革になり、教育的効果も大と考えます。	
36	5	施策1(1)	一般廃棄物について レジ袋は早期にスーパーに有料化を義務付ける。	
37	5	施策1(1)	レジ袋有料化は賛成しますが、慣れてしまえば、少額なら気にならなくなるかもしれないし、店側が商品・サービス等に上乗せして無料風にしてしまうかもしれない。	
38	5	施策1(1)	マイバッグについても、事業所・商店などの姿勢に積極性があまり見られない様では消費者の動きは鈍い。	
39	5	施策1(1)	レジ袋の有料化はとても有効であると思えます。今までも、マイバッグ持参によりスタンプを押していただいて、一定数たまると、そのお店の金券（商品券）と交換していただける制度はありましたが、このような集めるサービスでは面倒でもあり、あまり活用されませんでした。しかし、レジ袋の有料化は小額でも、その都度、出費することは消費者として敏感になり、とても有効であると思えます。早くこの制度が広がることを願っています。	

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
40	5	施策1(1)	レジ袋の有料化にも賛成である。レジ袋を家庭でゴミ袋などに再利用したいから無いと困るという声をよく聞くが、実際は最近のレジ袋はとても薄手で、すぐに破れたり穴が開いたりする。なので我が家では再利用はほとんどせず資源ごみになってしまうので、エコバッグを持って買物に行っているが、その方が丈夫で便利なので普及するべきだと思う。消費税を払っている事を考えれば、少しの負担でも料金を支払う事により、販売業者もレジ袋に必要なコスト削減に繋がり、レジ袋も大切な資源の一つだという意識を一般にも持たせる事ができる。有料化する代わりに、現状より丈夫で耐久性のあるレジ袋にし、何度かは繰り返し使えるようにすればそれを次回からエコバッグのように使う人も増え、有料にするだけの価値も持たせられると思う。	
41	5	施策1(1)	一般家庭ごみについて 分別の細かな地域と大まかな地域があるのを、きちんと細分化、統一することが大事だと思います。生ごみの生かし方も、3Rについても、まだまだ周知されていない。ましてや行動に移るまでの力にはなかなか。レジ袋の有料化は、ショック療法にもなって関心が深まると思う。	
42	5	施策1(1)	私達は生きていく限りゴミを出し続けていきます。そのごみを出来る限り少なくするには本人の自覚と責任です。もっと一人一人の人が真剣に取り組むべきだと思います。子、孫に豊かな自然環境を残してやる事が何よりだと思います。いい空気の中で生活出来る様に、もっと市町村が真剣に取り組むべきだと思います。	市町村が作成する「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援していきます。
43	5	施策1(1)	各市町村でゴミの分別が違っているのでできる限り同じ様にしてほしい。	
44	5	施策1(1)	廃棄物処理計画も結構なことですが、各家庭が少しでも廃棄物を出さない“ゼロエミッション”こそ重要ではないでしょうか？もう一度基本に戻って議論したい。	各家庭において、商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努めていきます。
45	5	施策1(1)	業者による廃棄物の現状はわからないが、主婦として思うことは、まだまだゴミの排出量は減らせると思う。ゴミの出し方もまだ徹底されていない。 牛乳パックを紙の資源に出している人はいませんか？ 紙の資源ゴミを燃えるゴミに出している人が多いけどいいの？？etc... もっとリデュース、リユース、リサイクルに対して徹底してからじゃないと、最終処分場のことなんて考えられません。名古屋市はゴミの出し方が厳しいって聞くけど、他の市は違うのですか？他の市がそうでないのなら、当然これぐらいのことはやるべきだと思う。	ごみの出し方は各市町村の実情により異なるところがありますが、ごみのリデュース、リユース、リサイクルが一層進むようごみの出し方や分別の徹底など分別回収の促進に努めていきます。
46	5	施策1(1)	ゴミ分別する時に紙、プラの字が小さい。もっと目立つように。	紙、プラの字については、直接住民の声として機会を見て、国や事業者団体に伝えていきます。
47	5	施策1(1)	以前の粗大ごみ無料一括収集がなくなったことが不法投棄につながったとも考えられる。捨てる物のためにお金を使いたくないという気持ちもわかる。	ごみ処理には費用がかかりますので、粗大ごみを廃棄する場合は、費用を負担していただくことはやむを得ないと考えます。したがって、できるだけごみを出さないよう心がけることが必要と思われる。ご意見を参考にしながら、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用を促進し循環型社会の形成に努めていきます。
48	5	施策1(1)	ごみから生活をみる ・家庭でごみを計量する ・食べ物を捨てる（家庭やファーストフード店、コンビニなど） ・使い捨て容器が多すぎる ・家庭ごみの有料制（ごみの量に応じて料金を払う従量料金制） 以上を早急に計画促進した方がよい	県民自らが3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進に取り組めるよう各種啓発を行っていきます。
49	5	施策1(1)	ごみの分け方もせつかくペットなど7か8(?)の種類別がありますので、それを活用したごみ出しルールがあってもよいと思います。	県内全ての市町村で資源ごみの分別回収を行っています。地域の実情により、分別品目は異なっているものもありますが、今後ともごみ出しルールがより分かり易くなるよう取り組んでいきます。
50	5	施策1(1)	廃棄物処理についてですが、市によってはゴミの捨て方などもかなり違っているので統一した方がわかり易いと思います。	
51	5	施策1(1)	愛知県内に住んでいる外国人及び日系人に対して、ゴミの出し方をしっかりと教育してほしい。	
52	5	施策1(1)	「分ければ、資源、分別しなければ、ゴミ」きちんと細かく分別すれば、地球をゴミの山にしないで済むのではないのでしょうか。	3R（発生抑制、再使用、再生利用）を基本に、減量化に努めていきます。市町村が実施する分別回収や集団回収などの資源循環の取組、資源化の促進を図ります。
53	5	施策1(1)	家庭ごみについて言えば、資源ごみにできる物も不燃ごみの中に入れてあるのを良く見かけるので、分別の徹底を働きかける必要があると思う。分別をしっかりすれば、一番厄介な不燃ごみの量はずいぶん減ると思う。	県内全ての市町村で資源ごみの分別回収を行っています。地域の実情により、分別品目は異なっているものもありますが、今後とも、更に分別が進むよう取り組んでいきます。
54	5	施策1(1)	ゴミの分別が、市によって、厳しい市、甘い市があるので、排出量を減らす為にはグリーン調達もいいが、もっとリサイクルできる物を分別する為、バラツキがある排出状況を、愛知県内すべてゴミの出し方を統一してはどうか。	
55	5	施策1(1) 施策1(2)	ゴミの排出量を減らすには、リサイクル等で少しでも長く資源を活用することだと思います。今度、東京で始まる壊れたおもちゃを持って行くと新しいおもちゃが手に入るというような自分にとって不用になった物を他の人に利用してもらったり、壊れたものを再生するシステム（例えば、おもちゃ病院）作りが、必要だと思います。また、電化製品など修理に出すほうが、割高になると、ゴミとして処分しようということになります。また、10年以上になると部品もなく修理すらしてもらえません。使い捨ての時代は終わり、リサイクル型社会へと変換していくよう行政として導いていかなくては、ごみの排出量は、減らないと思います。	県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努めていきます。また、事業者による廃棄物の発生が少ないリサイクルが容易な製品作りなどの自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努めていきます。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
56	5	施策1(1) 施策1(3)	プラスチック廃棄物は永久残物、燃焼公害など、一旦廃棄されると大きな問題となる。一方、その原材料・成型メーカー及びその製品アSEMBラーは、「たれ流し」的に世の中にプラスチック廃棄物の素を排出して利益を得ている。このプラスチック廃棄物のメーカーが回収・処理責任をもつべきだと思います。今日、町のいたる所にプラスチックゴミが見られる。ペットボトルが道路端や田畑、池などの中に飛散・散乱しているのを見て、その生産メーカーの責任の重さをもっと問うべきだと思います。又、その対処方法、コスト責任、自然回帰原材料の開発など義務化しないと狭い日本の美しい愛知は有りえないのではと思います。「後処理も大切、素をたつのはもっと大切」	容器包装に使用されるプラスチックは、事業者が再商品化費用を負担し、リサイクルに努めています。今後とも、事業者における3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組の促進を図っていきます。また、ごみとなる使い捨て商品の購入は避け、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組みよう県民への啓発に努めていきます。
57	5	施策1(1) 施策1(4)	ボランティアや高齢者のパートなどごみの分別補助や監視をする人を募集したり、皆で協力できるようなシステムが理想だと思う。	資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援するとともに、市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組への協力を促進していきます。
58	5	施策1(1) 施策5(1)	万博で身近なものとなり、生活に密着してきましたが、人間刺激がなくなるとやはりずるくなってしまいます。市民そうじの日（6月）のように市民全体で見直す時、機会を設けてはいかがでしょうか。一番小さな町、組、となりどうしという形での話し合い勉強会を特定日を設けて実施するとよいと考えます。3Rの再確認、実際自分の生活で出たごみを見て考えるという身近なことからはじめるとよいと考えます。	町の清掃・美化は、地域の身近な取り組みが大切と考えています。また、県内の多くの地域で、河川や道路の清掃ボランティアが活躍しています。県では「クリーン活動推進大会」を開催するなど、こうした活動が広がるよう取り組んでいきます。
59	5	施策1(2)	一般廃棄物の減少させる方法のやはりトップに挙げられるのは、元を断つことであると思います。ラッピング、梱包、包装、輸送材、搬送材、飲食店、スーパー販売店などの食材廃棄などあらゆる経路で、廃棄、梱包材が出るから、廃棄物が多くなると思います。もっと、経路を少なくする工夫が必要。リサイクル、廃棄物処理業者が十分すぎるほど存在するため、リサイクルがなかなか進まないと思います。	廃棄物を減少する上で、発生抑制や再使用、再生利用いわゆる3Rの推進が必要です。中でも、発生抑制は基本であり、県民や事業者に対し、簡易包装を進めるなどの廃棄物の発生抑制を図っていきます。
60	5	施策1(2)	産業廃棄物についてはあくまでも産業活動で発生した物ですから、当事者でリサイクル方法を研究開発するか、廃棄処理費用を負担していただくしかないと思います。	産業廃棄物は排出事業者が自ら適正に処理することが義務づけられていますので、排出事業者処理責任の徹底の啓発、指導に努めていきます。また、リサイクル情報を提供するなどリサイクルの促進、廃棄物の適正処理を推進していきます。
61	5	施策1(2)	家庭からの廃棄物について 以前に比し家庭からの廃棄物は実に多種多様となっているが、それは購入する物品が殆ど過剰包装されているために生じていると言える。この過剰包装をなくす事が、先ず実行されるべき項目である。	「施策1(2)事業者による3Rの取組の促進」において、簡易包装に対する取組を盛り込みます。
62	5	施策1(2)	事業所の生産現場でのゼロ・エミッション運動を強力に支援する それぞれに努力してはいる様であるが、10年間くらいで目標達成できるようにしたい。減量・資源化に今では当然となっている「再生紙」は良い例・モデルである。	事業者による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組の促進を図るため、「環境マネジメントシステム」や「エコアクション21」の導入などの事業者による自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努めていきます。
63	5	施策1(2)	飲食店の一つとしてファーストフード店でも出るごみについても、もっと対策すべきだと思う。陶器やガラスのコップを洗って使っている店もあるので、決して不可能な事ではないのだから、使い捨てのコップや食器を使う店はエコに反するという意識を持ち、システムを変えてほしい。子供の興味を引くおもちゃなどをおまけにつける事も無駄なのでやめるべきだ。	事業者において、製造、加工及び販売段階で、減量化・資源化や廃棄物の発生が少ないリサイクルが容易な製品作りの取組などの自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努めていきます。
64	5	施策1(2)	ペットボトル飲料の普及もごみに大きく影響していると思うので、リターナブル瓶を採用する店や企業が増えると良いと思う。	
65	5	施策1(2)	リサイクルは大切ですが、ゴミになる物を作らない買わないが一番、もっと、ゴミになることを考えて商品を作るように企業からかわっていかないといけないと思う。	
66	5	施策1(2)	県内の地域（市・町・村）において、排出される量が大小あるが、処理費を捻出するために商品に上乗せした価格を設定すべき。排出事業者も処理費を商品に含んだ価格とする。景気回復に逆行しても必要な処理をするためには、やむを得ない。	処理費を商品価格に上乗せする制度は、自動車やパソコン、家庭用の冷蔵庫やテレビ等の電化製品では実施されています（自動車リサイクル法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法）。自動車やパソコンは商品を購入する段階で、処理費用を支払いますが、家電は廃棄する時に支払う仕組みです。また、容器包装リサイクル法では製品を販売するため容器包装については、再商品化費用を事業者が負担しています。
67	5	施策1(2) 施策3(1)	排出物の多い事業所は事業所で処理をする	産業廃棄物は排出事業者が自ら適正に処理することが義務づけられていますので、排出事業者処理責任の徹底の啓発、指導に努めていきます。
68	5	施策1(3)	食べものが豊富で、近くのスーパーでは売れ残りをほとんど捨てているのが現状らしい。45リットルのゴミ袋にパン屋のパンばかりもざら。少しでも従業員が持って帰っておいしくたべたり、安売りしてみんなが得ができてごみが減れば良いと思う。	食品については、まず、在庫管理を徹底させ、売れ残りを極力少なくするよう努めることが必要ですが、廃棄物となった場合は、事業者としての資源化が一層進むよう取り組んでいきます。
69	5	施策1(3)	どこの市だったのか忘れてましたが、ペットボトルを店舗に設置してある機械に入ると散々になって1本何点としそれがお店でお金として使えるそんなシステムを見ていいな——と思いました。その機械を投入しても先々採算が取れると言う事でした。主婦などは1円2円のお金で左右するのでペットボトルにしるアルミ缶にしる点数として集める事ができれば少なくともリサイクル品は（ゴミ収集から）減るのではないかと思います。資源ゴミとしてアルミ缶などを集めているのに対し、アルミ缶を集める人が収集場所からきれいに持って行かれるのはどういうことでしょうか。あの人達の為に収集しているとしたら何だかおかしいのではないかと思います。	リサイクルを促進するため各自治体で様々な取り組みが実施されているところです。県内では多くの市町村が集団回収に対し奨励金等の補助をしています。また、県では、ノーレジ袋キャンペーンなどの取り組みを進めています。資源ごみの持ち去りについては、職員の監視、地元の協力など、関係者の協力が必要であり、それら関係者と連携して対応していきます。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
70	5	施策1(4)	一般廃棄物について 現在、家庭ごみで廃棄に回っている物で、最も多量の物は生ごみと雑誌類ではないでしょうか。そこで生ごみについては破砕機、堆肥容器、温熱粉末機などを各家庭が積極的に導入できるよう、県や市で補助金を増額負担し普及を図る。市町村で実施している週2～3回のごみ回収費用の減少や、重油を燃やしての焼却費用の減少で、補助金交付の費用は捻出できると考えます。	家庭から出る生ごみの処理機については、県内のほとんどの市町村で補助金を出して促進しています。その効果がでるよう県では、講習会の開催など取り組んでいます。また、雑誌類については、ほとんどの市町村が資源ごみとして回収していますが、今後も、分別回収が進むように、更に取り組んでいきます。
71	5	施策1(4)	一般廃棄物について 雑誌類については、メーカーとタイアップし、現在、プラスチックごみで行っているリサイクル方式を導入していく。	家庭から出る雑誌類については、ほとんどの市町村が資源ごみとして回収していますが、今後も、分別回収が進むように、更に取り組んでいきます。
72	5	施策1(4)	家庭から出る生ゴミの活用を考えるべきだと思います。生ゴミは、野菜作りには、よい肥料となります。私の市では、マンション等に住んでいて活用する方法のない人々が、ボランティアで公園に持ち寄り公園に肥料として活用しております。隣組では、住民用のコンポスト(?)に集めた生ゴミを農家で活用していただいております。	家庭から出る生ごみの処理機については、県内のほとんどの市町村で補助金を出して促進しています。その効果がでるよう県では講習会の開催など取り組んでいます。今後とも、生ごみの処理が進むように、更に取り組んでいきます。
73	5	施策1(4)	家庭のごみの量をいくらか減らす努力をしても個人レベルではやはり限界があるとも考える。むしろ、事業系のごみの処理は現状のままで良いのか、考えなければならないと思う。事業系のごみの中でスーパーや飲食店から出るごみを、愛知万博で行われたように、徹底的に分別する方法を導入していったらどうかと思う。細かく分類しなければ捨てられない状況を作れば、安易にごみを捨てにくくなり、エコ意識を高める事にも繋がると思う。	廃棄物を発生する県民の方々や事業者が、減量化・資源化を推進していただき、行政はその促進のための施策を実施していくことが必要と考えています。廃棄物処理計画にはそうした施策を盛り込んでいます。その施策の一つとして、事業系一般廃棄物の発生抑制や減量化については、事業者の協力を得ながら取り組んでいきます。
74	5	施策1(5)	「愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)」の運用と簡単に書いてあるが、フェロシルト事件が三重県のリサイクル制度の欠陥から発生した事実から全国的に見直しがされているはずである。このあいくる制度についてはどのような見直しがされ、安全が確保できるかを明記すべきである。	愛知県リサイクル資材評価制度は、リサイクル資材(あいくる材)の認定に当たって専門家等で構成される「愛知県リサイクル資材評価委員会」で品質管理、環境に対する安全性等を審査しています。また、評価基準は最新の知見を踏まえ適宜見直しを行うとともに、認定したあいくる材は3年毎に認定を更新します。更に、毎年適合状況報告書の提出を求め、品質管理、環境に対する安全性等の確認をしています。
75	5	施策1(5)	「環境保全上の安全性などの条件」などをまとめたという「廃棄物の再生利用促進指針」は「愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる)」とどのような関係があるのか。	廃棄物の再生利用促進指針は、廃棄物を資源化した建設資材等を公共工事に使用の際の環境に与える影響の評価方法等の指針として平成10年4月に定めたものです。その後、平成14年4月に、県の建設工事で利用促進するリサイクル資材の認定制度として、愛知県リサイクル資材評価制度が定められ、資材ごとに品質管理、環境に対する安全性等の評価基準が定められ、適宜見直しも行われています。また、建設汚泥の再生利用については、平成18年6月には国土交通省においてガイドラインが策定され、同年7月には環境省において再生利用指定制度の運用の考え方が示されています。廃棄物の再生利用指針については、これらの状況を踏まえ、見直し(廃止を含む)を検討していますので、施策1(5)は、削除します。
76	5	施策1(5)	県と関連事業者が業者から物品を購入する、あるいは事業を発注する際に、3Rの取組状況と計画を業者と物品選定の項目に入れ、その結果を公表してはどうか。物品購入と事業発注を3Rの取組状況と合わせて県民に公表することで、実際の3Rも推進することが出来るし、業者に対するインセンティブとなる。	環境負荷をできる限り低減させる観点から、物品等の調達にあたって環境負荷の少ない製品やサービス(環境物品等)を選択するため、「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針(平成13年12月策定)」に基づき、毎年度環境物品等の品目や調達目標を定めた調達方針を策定し、環境物品等の調達を推進し、調達結果を公表しています。
77	5	施策2(1)	廃棄物を2次利用されて河川の浄化など、すぐれた産業が出てきているようです。中小の企業も多いので、それらの産業に対し、税金補助されれば、もっと活発にすぐれた案と製品が産まれてくると思います。	資源循環を進める上で、先導的な循環ビジネスに対し、その事業化に向けた相談や、事業化に要する経費を補助するなどの支援をしていきます。
78	5	施策2(1)	企業(とくに資本金力の小さい地元の中小企業)の3R推進を援助するために、審議委員会などで審査して3Rの推進に寄与すると判断された物品や事業に対して助成金などで援助する仕組みを作ってはどうか。	
79	5	施策2(1)	資源循環ビジネスは現在までの状況として物理的、化学的観点の計画が主体のように見受けられます。外国では生ゴミなど生物的観点から処理を行い、発生したガスの燃料利用もされている様です。確かに現段階の技術では不透明な点も多く建設も高額投資が予想されますが、将来のハコ物がこのような形で実現されれば大きな枠組みを壊すことなく、省エネ技術に貢献します。特に愛知県は発酵について技術レベルも高く全国の先駆けとなることを願っています。	廃棄物のリサイクルだけでなく、エネルギー活用も含め、総合的に環境負荷が低減でき、我が国を先導できるような循環ビジネスの普及・振興を図っていきます。
80	5	施策2(1)	「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の実現を図る。とあるが、「新しい政策の指針」では、このゼロエミッション・コミュニティの取組などにより「2010年度までに廃棄物の埋立処分量を104万トンに削減(2003年度:約193万トン)することをめざす。」とあり、今回の廃棄物処理計画の最終処分量の合計は143.3万トンとなり、「新しい政策の指針」の目標104万トンの1.38倍も過大である。目標量を更に削減すべきである。	愛知県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の2に規定する国の基本方針に即して策定が義務付けられており、このため、その目標値は、基本方針等の考え方を踏まえて設定したものである。一方、「あいち資源循環型社会形成プラン」や「新しい政策の指針」の数値目標は、処理計画の施策に加え、さらなる3R対策を推進した場合に達成されることを念頭に、目指すべき方向として設定した目標です。なお、あいちゼロエミッション・コミュニティ構想については、その策定と具現化に努めていきます。
81	5	施策2(2)	まだ使用できる大物は公開し必要な方に安価に販売する(市町村単位で)	利用可能な廃棄物の売却制度等は、一部の市町村で実施していますが、今後も、更に利用が進むように促進していきます。
82	5	施策3(1)	排出事業者および処理業者に対する「法令の遵守」という教科書的な施策が掲げられているが、問題点を明らかにした上で、その解決策を示すべきである。	不適正な処理を防止し、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、廃棄物処理法の厳正な運用を図っていきます。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
83	5	施策3(1)	排出事業者および処理業者に対する「法令の遵守」とあるが、特に最近の廃棄物処理法改正の内容を紹介し、その遵守手法も明記すべきである。たとえば、17年4月1日から施行されている「車体の外側に収集運搬車両の表示」義務は、どう履行され、どうした手段で遵守を徹底させるのか。	法改正等については、適宜、愛知県のホームページや関係者等に対する講習会等でお知らせしています。今後も、同様の方法で徹底していきます。なお、産業廃棄物収集運搬車両の表示については、産業廃棄物処理業者等の立入検査を行うなどによりその徹底を図っていきます。
84	5	施策3(1)	「過剰保管等の防止を図る」だけはあるが、施策の方針で掲げた「不法投棄された廃棄物や過剰保管されている廃棄物については早期撤去を促進する」の具体策が何もないのは不十分である。新たな過剰保管を防止するのは当然であるが、20箇所とも30箇所とも言われている現在放置されている過剰保管物をどのように処理するのかを明記すべきである。	過剰保管されている廃棄物等に対しては、改善勧告等の文書や、不法投棄等監視特別機動班による監視活動等により、行為者等関係者に対する早期撤去を鋭意指導を行っているところですが、撤去指導の方法等については、事案により背景となる事情が異なることから個別に対応しています。
85	5	施策3(2)	アスベストには気をつけてほしい。	特別管理産業廃棄物に該当するアスベスト廃棄物（廃石綿）については、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物については、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底していきます。
86	5	施策3(2) 施策3(4)	ポリ塩化ビフェニルを夜燃やす方が見えるのでJAに徹底指示を出す	野焼き、あるいは構造基準に適合しない焼却炉による焼却は禁止されていますので、市町村、関係機関等とその周知徹底を図っていきます。
87	5	施策3(3)	廃棄物処理業者の認定をもっと厳しくする必要がある（道路等新しく作る時 低い所に土、日、にこっそり持込み埋める事は平成18年度見て報告した事が有った）	廃棄物処理業者の許可は、廃棄物処理法に基づき、申請者の能力に係る基準、事業の用に供する施設基準に基づき、厳正に審査しています。また、廃棄物処理業者には適正処理を指導し、不適正事案については、早期是正を指導するとともに、悪質な法令違反者に対しては行政処分を行うなど厳正に対処していきます。
88	5	施策3(3)	「県外から廃棄物を搬入する場合は条例に基づき事前届出の徹底を指導する」とあるが、現状分析のところで届出件数、県外からの搬入量など、その実態を明記すべきである。また、P24で明らかのように移出量が増大している現状から、県外へ廃棄物を搬出する場合も同様に事前届出する必要性について検討すべきである。	県内に産業廃棄物が搬入される量（移入量）及び県外へ産業廃棄物が搬出される量（移出量）を記載しています。県外の事業者から排出される産業廃棄物の性状等の情報が不足することがあるため、事前届出制をとっています。
89	5	施策3(3)	「廃棄物処理施設の信頼性を確保等するため、設置者自らによる定期検査の徹底と維持管理状況に関する閲覧簿の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。」とあるが、行政の責務として立入検査だけでは不十分である。半田のPCB処理施設は試運転中から事故が連続し、豊田のPCB処理施設も開業直後に事故を起こしてしばらく中止していた。廃棄物処理施設の許可にあたり、地域住民の不安に的確、親切に答え、科学的審査を十分慎重に行うこと、廃棄物処理施設の使用前検査を的確に行うことを追加すべきである。	「施策3(3)廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保」において、使用前検査の実施等を盛り込みます。
90	5	施策3(4)	新城市では山林が多いために、人の目が行き届かない場所がほとんどです。だから不法投棄をされてもなかなか発見できないのが現状です。この不法投棄を未然に防ぐためには、監視が必要だと思います。	廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、その拡大を防止するためには、早期発見・早期対応が第一ですので、市町村や関係機関で構成された不法処理防止連絡協議会で情報交換を行ったり、地域環境保全委員や地域住民からの情報収集に努めるとともに、本庁及び7事務所に不法投棄等監視特別機動班を設置し、監視を行っていきます。更に、夜間の監視を民間業者に委託するなど、監視の強化を図っており、不適正処理事案に対しては迅速に対応していきます。
91	5	施策3(4)	事業所の協力とリサイクル効果で多量に減量した事喜ばしい。廃棄物は製品が生産されれば廃棄物が増大する事は自然の成り行きです。一番に重要な事は不法投棄の続出に向けた監視の徹底ではないでしょうか。	
92	5	施策3(4)	多面的な取組が考えられるが不法投棄防止に絞って指摘したい。 監視の徹底と早期処理 不法投棄はモラルの問題であるが不法投棄を見逃し、許していることにも一番問題がある。前例があると後継者が絶えないのが実態である。少しでも早く見つけ、すぐ処理してしまうことが防止につながるものと思われる。そのためには監視体制の確立と適正処理の徹底が有効である。	
93	5	施策3(4)	不法投棄が私共の市でも多いのもっと厳しい監視をしてほしい。	
94	5	施策3(4)	名古屋市の取り組みにもみられるようにゴミの分別回収により、減少傾向にみられる廃棄物処理について、今後も3Rの普及促進に努めることで、より減少傾向が進むと思う。しかし、産業廃棄物の不法投棄や道路へのゴミの投げ捨て等の違法行為については、もっと厳しく対応することが望ましいと考えます。特に山間部への不法投棄は環境破壊にも直結していくことだけに今以上に監視を行っていくことを望んでいきたい。	
95	5	施策3(4)	不法投棄、不適正処理に対する罰則の強化と処理の迅速化を望みます。	罰則の強化については、随時、国において法律の改正が行われています。県は、不適正処理事案については、早期是正を指導し、悪質な法令違反者に対しては行政処分を行うなど厳正に対処していきます。
96	5	施策3(4)	産業廃棄物が山道などにたくさん廃棄されているのをよく見かけます。きちんと優良処分場へ持っていかれる業者も多いと思いますが、これら悪徳業者があとをたたないのは罰則が甘すぎるためだと思います。指導ばかりでは無くならないと思います。厳罰を作り役所にて周知徹底を計ってくださることを願います。	
97	5	施策3(4)	不法投棄業者や個人の減少を図るためには厳罰化が望ましい。法的な処置のできる体制が、抑制になると思います。	
98	5	施策3(4)	一般廃棄物について 不法投棄については「廃棄物処理法」を改正し、軽微な不法投棄についても罰則を設けるか、厳罰化する。	
99	5	施策3(4)	道のあちら、こちらにゴミがすててあるので、発見したらすぐに片付けて、いつもいつもきれいにしておく。汚れたままだと又誰かがすてていくから、ゴミボランティアを作ったらどうでしょうか。	県内の多くの地域で道路や河川の清掃ボランティアが活躍しています。県では「クリーン活動推進大会」を開催するなど、こうした活動が広がるよう取り組んでいます。また、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」での研修会で広く啓発を行っていきます。なお、道路や河川敷に放置された廃棄物については、それぞれの管理者が処理しており、リサイクルできるものはリサイクルに回しており、速やかに処理できるよう管理者に通報しています。
100	5	施策3(4)	農道、河川敷に放置された電化物、自転車、自動車の早期対応出来る事の必要性（捨てられたままだと次から次へと溜まる）	

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
101	5	施策3(4)	産廃業者には厳罰、一般家庭には指導徹底 産廃業者には見つけ次第即厳罰に徹すべきである。一般家庭からの不法投棄についてはモラルの喚起と適正処理の周知徹底を図るべきである。	不適正な処理を防止し、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、廃棄物処理法の厳正な運用を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりをめざし、県民、事業者、市町村、警察等と連携、協力して不法投棄の未然防止対策を推進していきます。また、不適正事案については、早期是正を指導するとともに、悪質な法令違反者に対しては行政処分を行うなど厳正に対処していきます。
102	5	施策3(4)	もっと不法投棄に対して、県は厳しく対応すべきであると思います。その例が石原産業に対する姿勢であります。	
103	5	施策3(4)	「不法投棄等特別機動班による監視、指導」 車両駐車違反の取締班が現在活躍している現在、多大な成果を上げています。これは車の所有者のナンバープレートに依って確固たる証拠として作業が進行しますが、不法投棄は現行犯として成果を上げなければならない。その点如何に未然に防止対策をするか、住民全体に不法投棄の防止をアピールする機会を作り周知徹底して頂く等対策を講じなければならないと思う。	不適正な処理を防止し、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、廃棄物処理法の厳正な運用を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりをめざし、県民、事業者、市町村、警察等と連携、協力して不法投棄の未然防止対策を推進していきます。また、適正処理等に関する知識の普及や意識の醸成を図っていきます。
104	5	施策3(4)	施策3 適正処理と監視指導の徹底 という中で、(4) 不適正処理の未然防止はとても大きな事だと思います。その中でも通報体制の周知とありますが、私達小さな子供を持つ主婦は、365日のほとんどを地元地域で過ごしているのに不法投棄を発見する事もあります。しかし、「通報」までは気がまわらずそのままになってしまっています。通報体制の周知は地域の協力を得る為にも大切なことだと思います。	通報専用のファックス、インターネットメールを設けていますので、それらを活用した住民からの不法投棄通報体制について周知を図っていきます。
105	5	施策3(4)	「夜間における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る」とあるが、廃棄物処理法の専門家でもない民間警備会社への委託は不安があるが、その実績はどのようなものか、どのような報告が何件あり、どう対応したのか、などの分析が必要である。いたずらに県民の税金を浪費しているだけではないか。民間の警備会社より、地域で廃棄物問題に取り組んでいる住民団体に委託したほうが的確、効率的な監視ができるはずである。なお、地域の環境保全委員の協力もあるが、市町村長が推薦した名誉職的な345名は定例的な報告と会議出席以外は実質的な活動を行っているとはいえない。もしあるというなら、その内容を現況分析で記載すべきである。	民間の警備会社に委託した夜間の監視業務については、職員の指示により実施し、不適正処理事案については、速やかに県へ報告することとなっていますので、県は直ちに対応しています。また、地域環境保全委員については、研修会の開催や地域の監視活動を行っています。
106	5	施策3(5)	知人で商売で使う材料ではなくなったプラスチックの廃材が出るようです。残った場合に事業ごみとかいってなかなか回収してもらえず、結局自分で産廃業者にもっていかれますが、これもあまり多くないものなら、市で回収してもよいのでは？あるいは納入業者が集めるとか。	商売（事業活動）で発生したプラスチック廃材は、産業廃棄物に該当します。産業廃棄物は、排出事業者処理の責任がありますので、量の多少にかかわらず排出事業者が産業廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理しなければなりません。
107	5	施策3(8) 施策5(1)	不法投棄を未然に防ぐためには、監視が必要だと思います。しかし、それだけの人を雇用するのも費用がかかるので、住民や業者に違法であることを知らしめておくだけでも効果があると思います。	不法投棄等の不適正処理に対して、引き続き排出事業者等の監視・指導に努める必要があります。また、市町村、関係機関・団体等と連携し、各種広報啓発活動を行うことにより、住民や排出事業者等の遵法意識やモラルの向上に努めます。
108	5	施策5(1)	子供達は学校でゴミ問題について学んでいますが、その親の方がまだまだであるのでもっと啓発活動をした方が良いでしょう。	廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図りながら、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行います。
109	5	施策5(1)	資源回収された物がどのように資源として活用されているのか、100%使われているのか、無駄になったりしていたとしたら私たちに何かできることはないのか広報などで知らせてほしい。それなどがわかれば分別の必要性も感じる事が出来、分けることの大切さが伝わるのではないかと。	
110	5	施策5(1)	県として、廃棄物処理に関する情報提供の場を多くすると関心も薄れないで良いと思う。	
111	5	施策5(1)	目標は廃棄物ゼロ社会であることを宣言して、その実現に県民の知恵を生かすために開かれた意見交換の場を設けてほしい。	
112	5	施策5(1)	物を片付けるという事は、そのものを創り出す事より労力が要り、また次への生産のためにとっても大切な事だと常々感じています。今までその感覚は家庭の主婦である私にとって家庭内においてのことでしたが、同じ事が工場を始め全てのことに共通していると思います。廃棄物処理の適切な方法、環境保護への啓発、これらの事は昨今、自治体に最も求められている事だと思います。愛知県は今や世界中から生産・就職にと活発な地域として注目を集めています。成熟した日本を目指しその模範となるような地域になるよう努力してほしいと思います。	
113	5	施策5(1)	廃棄物処理に関しては、今だけの問題ではなく、誰にとっても永遠の問題であり、放っておいて改善されることでもない。一人一人がルールを守り関心を持っていかなければならないことだと思います。そこで、誰もが知識を得た上で関心がもてるよう小学校、中学校等、学校で学ぶ機会を増やして行くと良いと思う。	学習教育の場を通して、廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図りながら、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行います。
114	5	施策5(3)	産業廃棄物の処理状況、一般廃棄物の処理状況、PCB廃棄物の処理状況いずれも「情報提供を行う」とあるだけだが、その時期を「速やかに」や「翌年度中に」などと明記すべきである。	各種処理状況の集計結果の情報提供については、速やかに行うこととしています。
115	5	施策5(3)	産業廃棄物の多量排出事業者は廃棄物処理法、PCB廃棄物の処理状況はPCB廃棄物特別措置法により、報告が義務付けられ、その縦覧や時期も定められている。そのことをまず明記すべきである。また、こうした法的義務を環境教育とか、情報提供という行政サービスのものに矮小化すべきではない。	多量排出事業者については施策3(1)、PCB廃棄物の保管事業者については施策3(2)において、報告や届出について記載しています。
116	6	2	計画案は素晴らしいと思いますが、計画案通りに行った事がほとんどなく達成しない場合1年ごとの見直しをする様にすべきである。	計画の進行管理については、毎年度推計し、必要に応じて施策の見直し等を行うこととしています。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
117	参考資料	P56	図1で人口の推移が示されているが、一般廃棄物の将来推計の基は将来人口と排出原単位であるため、人口の将来推計を明示すべきである。最後の参考資料P61、*2で、「将来人口は「新しい施策の指針：愛知県」で示される平成27年度人口（7,392千人）と平成37年度人口（7,315千人）を基に次のとおり算定した」と回帰式が示してあるが、2006年12月20日に厚生労働省の外郭団体である人口問題研究所による将来推計人口が公表され、全国の人口は2005年をピークに減少していく、2000年に対し、2030年には全国平均で7.4%の減少、と大々的に報道された。この愛知県でも3.0%の減少が推定されている。「新しい施策の指針：愛知県」（「新しい政策の指針」の間違いである）では2015年がピークで2025年には704～732万人とある。しかし先ごろの人口問題研究所による将来推計人口では、愛知県の人口ピークは2010年、2025年には699万人と大きく減少している。この最新資料に基づき人口予測、一般廃棄物排出量予測を修正すべきである。	用いた回帰式等を訂正するとともに、目標値の見直しによる予測条件の変更等に伴う一般廃棄物の排出量等予測結果及び関連する記述を訂正します。なお、*2において、調整に用いた式を追加記載するとともに、「新しい政策の指針」に訂正します。
118	参考資料	P61	*2の将来人口、17年度から平成26年度の回帰式が示されているが、この式 $y = -35x^3 + 512x^2 + 34,826x + 7,784,536$ （ $x$ ：平成7=1）を用いると、平成16年度は8,304千人となり、P3の16年度現状7,206千人より多く、平成27年度は8,421千人となり27年度7,392千人より多い。「平成16年度及び27年度人口の差を調整して求めた」とは、具体的にどのような方法を用いたのか明記すべきである。	
119	参考資料	P56	排出量等予測結果のうち、市町村計画を踏まえた予測は、「排出量、再生利用量、最終処分量は、各市町村のアンケート結果を採用して推計した」とあるが、その内訳を明記すべきである。たとえば名古屋市の第3次一般廃棄物処理基本計画では埋立量は平成12年度の15万トン/年を22年度には2万トン/年と10分の1に削減する計画である。この埋立量削減があれば、P38の計画のように371千トン（16年度）は295千トン（23年度）より大幅に削減できるはずである。この点についての廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく名古屋市長の意見はどうなっているのか。	一般廃棄物の排出量等の予測については、市町村のアンケート結果を踏まえて行っています。廃棄物処理法第5条の5第3項に基づく名古屋市の意見については意見等のない旨の回答を得ています。
120	参考資料	P57 P61	図4で1人1日ごみ排出量が平成10年度から減少傾向が読み取れる。またP57では「市町村計画を踏まえた予測」で「原単位は平成16年度から平成23年度までの7年間に4%の割合で以後を含め減少が続くものとした」とあるが、*3（P61）の具体的計算式は $y = 1,120 \times 1.0024^x$ と増加関数となっている。これは原単位が減少するという事実とかけ離れた予測式であり、修正すべきである。	*3において、計算式を訂正するとともに、目標値の見直しによる予測条件の変更等に伴う一般廃棄物の排出量等予測結果及び関連する記述を訂正します。
121	参考資料	P58	産業廃棄物を国の基本方針に即した予測で求めているが、注3「再生利用量は、平成22年度の排出量に占める割合を現況値60%と設定した」とあるが、これだけリサイクルの推進を叫びながら、リサイクル率が変わらないというのでは計画の性格そのものを疑う。リサイクル率を上げていく目標をたて、その分は最終処分量の削減に回すべきである。なお、P60の事業者計画を踏まえた予測でも再生利用量の割合は「将来も変わらないものとして推計した」と同じ問題点がある。	再生利用量は廃棄物の発生量や減量化量の状況によって変動しますので、目標値は約60%としています。再生利用量が一層増加するよう努めていきます。
122	参考資料	P58	産業廃棄物を国の基本方針に即した予測で求めているが、注4「排出量は平成16年度から22年度までの変化の割合が変わらないものとして算出した。（*4）」とあるが、P61の*4の式 $y = 14,723 - 124.67x$ （ $x$ ：平成17=1）を用いると、平成22年度は14,100千トンとなる。しかし、P57では13,975千トンと異なっている。基本となる予測式が予測結果と異なるようでは何の検討もできない。一般廃棄物の原単位の間違いと合わせ、早急に正しい予測結果を公表し、再度パブリックコメントを実施すべきである。	平成22年度の発生量において、平成22年度は「平成n年度、 $x = n - 16$ 」を用いて推計し、13,975千トンと記載しています。
123	参考資料	P60	事業者計画を踏まえた予測で、注2に「事業者向けアンケートの計画値を用いて予測を行った」とあるが、県内に30万を超える事業所（P4）のうち、どれだけの事業所を対象にアンケート調査を行ったのか、それは事業所数の何%か、回収率や有効回答数は何%か、など調査規模を明記すべきである。	注2において、アンケート調査の概要を追加記載します。
124	参考資料	P60	事業者計画を踏まえた予測で、注2に「発生量および最終処分量について、計画を有している事業者分を全体の廃棄物量から除き」とあるが、その割合を明記して、予測の妥当性を検討できるようにすべきである。	
125	参考資料	P61	*2の将来人口、平成28年度以降の予測式があるが、その結果はなぜ記載していないのか。	予測式は、予測に関する補足として、説明記載しているものです。なお、平成28年度の一般廃棄物の推計結果は、各々の表に記載しています。
126	参考資料	P62	産業分類別の活動量指標の回帰式で対数式、1次式、累乗式、指数式と様々であるが、それぞれの回帰式の形式の妥当性を明記すべきである。	回帰式については、それぞれの方法で作成し最も相関が高いものなどを採用しました。
127	その他		特別な意見ありません。	「愛知県廃棄物処理計画」により、減量化等を進めていきます。
128	その他		ニュースでもよく報道されているが、家の近くにはフェロシルトが埋められている所があり、とても身近な課題と感じる。	不適正処理事案については、適切に対処していきます。
129	その他		現在、自宅近所の土地を買い取った企業主が整地していたら廃棄物が埋められていて、作業中に目がチカチカしたり、洗たく物が汚れたり、身近で被害をこうむっている。法の目をくぐり前土地の所有者が埋めていったものが、何だったのか今になってわかった訳でこの対策についてはもっと厳しく取り締まりしてもらいたい。人体にかかわる事であり、知らない間にそういう環境におかれていた事がわかり憤りを感じる。増え続ける廃棄物の法を犯した者に厳しい処分をしてもらいたい。	廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するためには、地域住民等からの情報を収集するとともに、市町村や警察等の関係機関との連携を強め、情報を共有することが重要と考えています。また、悪質な法令違反者に対しては、行政処分を行うなど厳正に対処していきます。
130	その他		「3R」というすぐには分かりづらい言葉を用いるのは避けるべきだ。とくに「リデュース」は無理がある。テレビCMでも何と言っているのか全く聞き取れない。これが税金で作られたかと思っていると腹が立つてくる。	判りづらい用語はなるべく使わないよう努めていますが、ある程度定着しつつあるものは説明を加えています。

「愛知県廃棄物処理計画（平成19年度～23年度）」（案）に対する意見内容及び県の考え方（案）

No.	章	項	意見内容	県の考え方(案)
131	その他		行政各所の連絡、調整を密にして、道路工事等効率的に実施する必要がある。（関連計画担当部署間の綿密な連絡、調整の実施） 理由：上下水道工事、埋設配電工事、歩道整地工事、縁石工事等一年ごとに掘り起こしている場所を目にします。このたびごと多大な予算もさることながら、アスファルト等ガレキの産業廃棄物が大量排出されます。担当部署で一度工事を発注する際に他部署等にも連絡調整して、一年ごと掘り起こすようなムダな工事は止めて、まとめて一回でできるようにすることが重要であると思います。	公共事業のより効率的な施工が必要と考えています。また、建設工事から発生する廃棄物は可能な限り資源化、再生利用するよう指導していきます。
132	その他		名古屋市からわざわざ春日井市までやってきてごみを捨てていく者がいる。一帯で評判になっている。名古屋市の規制が厳しいからか。県として一段上から監視すべきと思うが。	ごみの越境については、目に余るものは市町村職員が行為者を特定し注意しています。不法投棄と判断されれば、県や警察も対応しています。
133	その他		産廃については、企業が対象となるので、製品購入価格へ廃棄処理費用をonすることと、売った企業が適切に処理する（リサイクル、リユースを含めて）ことを義務付ける法律的な処置を急ぐべきだと思います。	家電リサイクル法、食品リサイクル法及び自動車リサイクル法などにより、製造業者等によるリサイクルを義務づけるなど、法令の整備が図られてきています。
134	その他		たばこのポイ捨てもすごく気になり、子供が小さい頃は、歩きたばこの人がもつたばこの位置が子供の目線という所がすごく気になりました。歩きたばこは、禁止にしてほしい。たばこは毒と知っていながら売っていたり、承認しているのはおかしいと思います。	愛知県では平成6年に「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」を定め、県内の51市町村においても条例を制定して、たばこの吸殻などによるごみ散乱の防止に努めています。
135	その他		宅地造成地への埋め立てに知らぬ間に産業廃棄物が使われないように見張るのって、一般人では難しい。造成の枠ができて、いざ埋め立ての時、公人が立ち会うことは可能だろうか。是非、立ち会いを。	土地の所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、当該土地の適正な管理に努める責任がありますが、生活環境の保全上の支障がある場合には、支障の除去のための措置に協力するよう指導していきます。